

経営発達支援計画の概要

実施者名	せたな商工会（法人番号1440005001683）
実施期間	平成30年4月1日～平成35年3月31日
目 標	<p>【経営発達支援事業の目標】</p> <p>①後継者対策と創業・第二創業支援 ②消費購買流出の抑制と買物弱者対策による売り上げ増加</p> <p>【地域経済の活性化に資する目標】</p> <p>①地域イベント等による地域経済活性化 ②観光資源を活かした地域経済活性化 ③地域ブランドの確立による地域経済活性化</p>
事業内容	<p>I. 経営発達支援事業の内容</p> <p>1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】</p> <p>(1) アンケート調査の実施 (2) ヒアリングシートを活用した経済動向調査 (3) 各種経済情報・金融機関等の動向調査による情報収集及び提供</p> <p>2. 経営状況の分析に関すること【指針①】</p> <p>(1) 巡回訪問・窓口相談における経営分析 (2) ネット de 記帳並びに経営分析・経営改善計画作成システムの活用 (3) 専門家等を活用した経営分析</p> <p>3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】</p> <p>(1) 事業計画策定までのアプローチ (2) 専門家等を活用した事業計画策定 (3) 資金調達や補助金活用に対する支援 (4) 創業・第二創業（経営革新）に対する支援 (5) 事業承継に対する支援</p> <p>4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】</p> <p>(1) 定期的かつ継続的なフォローアップの実施 (2) 専門家派遣によるフォローアップの実施 (3) 国・道・町の各種制度資金の活用による支援 (4) 創業・第二創業（経営革新）後のフォローアップ (5) 事業承継に係るフォローアップ</p> <p>5. 需要動向調査に関すること【指針③】</p> <p>(1) イベントでの個別需要動向調査の実施 (2) 個店に対する消費動向調査の実施 (3) インターネット情報を活用した需要動向調査</p> <p>6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】</p> <p>(1) インターネットの活用による情報発信と販路開拓支援 (2) 展示会・商談会への出展による販路開拓支援 (3) 施策の活用による販路開拓支援 (4) 広報等の活用による情報発信</p> <p>II. 地域経済の活性化に資する取組</p> <p>1. 地域イベント・観光資源を活用した賑わいの創出 2. 地域ブランドの確立による地域経済活性化 3. 「せたな町共通商品券」発行による地域経済活性化</p>
連絡先	<p>名称：せたな商工会 住所：〒049-4501 北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山336番地2 電話：0137-84-5406 F A X：0137-84-4757 E-mail：kitahi@rose.ocn.ne.jp</p>

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 町の概況

せたな町は、平成17年9月1日に旧北檜山町と旧瀬棚町、旧大成町の合併により誕生し、北海道の南西部、日本海に面した檜山振興局管内の北部に位置し、総面積は638.67平方キロメートルで、東は今金町、北は後志管内島牧村、南は渡島管内八雲町に隣接し、西には日本海を挟んで奥尻島を望み、道南の中心都市である函館市まで約120kmの距離にある。

地勢は北部と南部が山地となっており、その中間を一級河川後志利別川が流れ、北部には道南の最高峰狩場山(1,520m)、南部には遊楽部岳(1,276m)や白水岳(1,136m)など1,000m級の山々が連なっている。また、総延長約79kmの海岸線は変化に富んだ奇岩・絶壁が多く狩場山から海岸にかけては狩場茂津多道立自然公園に指定され、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど豊かな自然環境を有している。



2. 人口の動き

せたな町は平成17年の3町合併により、檜山振興局管内で最も人口・面積の多い町となったが、人口減少と流出に歯止めがかからず、昭和30年の25,552人をピークに、合併時には11,023人であったが、平成29年8月時点では8,251人にまで減少している。

これには少子高齢化はもとより、中学卒業生の2割強が都市部の高校へ進学、また、高校を卒業後も地元企業の雇用が少なく、就職先を地方に求めることが大きな要因と思える。

3. 地域の現状と課題

せたな町には旧3町から受け継いだ歴史と伝統に培われた文化や豊かな自然があり、特色ある地域資源を活かしながら、新しいまちづくりを行っている。

当町の基幹産業の一つである農業において、北檜山区は道南有数の穀倉地帯であり、若松地区で生産された米は「北の白虎」として独自のブランドを形成し全収穫量の15%を出荷。瀬棚区では除草・害虫駆除にアイガモを使った稲作に取り組んでおり、地酒である「吟子物語」に使う酒造米などが作られている。また、野菜等の優良生産地域でもあり、大豆、馬鈴薯、そば、ほうれん草、アスパラガスなどが生産されている。

酪農においても、桧山管内では今金町に次いで盛んで、肉用牛、乳用牛、豚、鶏が飼育されており、無添加アイスクリームやチーズが作られ、中でも、やわらかい肉質が特徴の豚肉「若松ポークマン」の人気の高まっている。

漁業も農業とともに当町の基幹産業であり、主要であるイカが漁獲高の7割を占め、次いでサケ・マス、うに等となっている。近年では、原油価格の高騰や海水温の上昇等による不漁が経営を圧迫している現状に加え、高齢により廃業する漁家も増えている。反面、水揚げした海産物を自社で加工販売する6次産業へ取り組む事業者も増えており、町民や観光客の土産品として好評である。また、平成29年度より町の施設においてナマコ種苗増産の計画も上がっており高級食材としての需要もあり、せたな町の新たな特産品としての期待も高まっている。

観光面においては、最近多くのメディアに取り上げられ知名度が上がってきている「太田山神社」(大成区)をはじめ、海水浴・登山などのレジャーや、海岸線には変化に富んだ奇岩が立ち並ぶ観光スポットがあるほか、各区で行っている観光イベントにおいても多くの観光客を集客している。また、東京の中学生による修学旅行の受け入れとそれに伴う農業・漁業体験など自然環境を生かした観光事業にも取り組んでいる。

また、今後は北海道新幹線開業に伴う振興策についても道南地域が一体となり取り組んで行かなければならない。

このように、恵まれた資源や特産品をPRし、まちの活性化に結び付けるため、せたな町や農協・漁協等との連携による横のつながりの強化が必要となっている。

4. 小規模事業者の現状と課題

平成28年度商工会実態調査での商工業者会員数(293事業所)の業種割合をみると、小売業が31.4%(92事業所)で一番多く、次いでサービス業が19.5%(57事業所)、建設業が18.8%(55事業所)、飲食・宿泊業が17.1%(50事業所)となっている。

また、事業主が65歳以上の割合が、小売業54.3%、飲食・宿泊業54.0%、サービス業47.4%、建設業38.2%で全体を見ても46.8%(137事業所)であり、その中で後継者がいない事業所は83.9%(115事業所)と非常に高い状況である。

巡回訪問等においても「自分の代で事業を終える」、「もう何年もできない」と言う事業主が目立ってきており、全業種において後継者対策が喫緊の課題として挙げられ、地域の人口減少と高齢化に拍車がかかっている昨今、小規模事業者が置かれている経営環境は危機的状況となっている。

商業においては、中心地である北檜山区の一部の食料品店等は健闘しているように思われるが、町内の大型店をはじめ近隣の八雲・函館への流出は顕著であり、消費者動向の多様化と広域化が進み販売額は年々減少している状況にある。需要動向の分析により消費者ニーズを把握し、購買力の流出を抑制させる取り組みが必要である。

建設業においては、公共工事が減少している中で、売上げと雇用の維持を図るため第二創業(経営革新)等を見据えた公共工事へ過度に依存しない経営体質への転換が求められる。

飲食・宿泊業において、各区における飲食店の件数は北檜山区24件、瀬棚区7件、大成区5件、宿泊施設は北檜山区5件、瀬棚区7件、大成区3件となっており、大半の事業者が高齢化や後継者不在等の問題を抱えている。観光客誘致により飲食や宿泊の需要を増加させるとともに創業や事業承継により持続的発展を図る取り組みが必要である。

5. 商工会の現状と課題

行政の合併を受けて商工会も平成19年4月3単会が合併し、当初402名の会員と13名の職員であったが、平成28年度末では会員は303名まで減少し、職員も人事交流による異動と定年退職等により7名となり、瀬棚・大成区にあった支所も北檜山区の本所へ統合された。

経営改善普及事業に係る相談指導業務や地域振興事業に対する取り組みも、相談案件に対応した対処的指導となっているため、小規模事業者の経営が持続的に発展していくため提案型の指導を積極的に行うことが急務である。

このような状況のもと、組織率の強化に努めるとともに巡回訪問の更なる徹底により会員企業の経営力向上及び経営基盤の充実を図るとともに、特に事務所統廃合による会員サービスの低下を招くことの無い様努める。

地域振興事業として商業祭等の消費者還元事業や、ポイントカード・スタンプ会によるイベント等を各区・団体それぞれで実施しているが、今後は3区が一体となった地域活性化の事業展開を図る。

また、新たな取り組みとして、過疎地域では社会問題ともいえる高齢者などの「買物弱者」、「買物難民」対策として送迎バスの運行や配達サービスについての調査研究を行い、買い物環境を整備し小規模事業者の事業の発展並びに地域の活性化を図る。

6. 経営発達支援事業の目標

せたな町では、商工業活動の活性化と地域の特性に合わせた商店街づくりに努めるとともに、商工会を中心とする商工業者自らの活動や試みを支援するため、以下の計画を掲げております。

・せたな町総合計画（平成20年度～29年度）

旧3町から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然と人を思いやる心を大切にすることを願い合併時の新町まちづくりプランにおいて「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にすまちをめざして」を将来像とし、これの実現に向け6つの基本目標を掲げている。商工業の施策として「活力に満ちた産業のまち」を基本目標に掲げ、①魅力ある商店街づくり、②商工会への支援と連携強化、③担い手となる商工業者の確保と育成、を推進することとなっている。

※現在、第1次総合計画の検証段階であり、第2次せたな町総合計画策定に向け各方面より意見を収集しているところである。商工業施策においても第1次計画にある3本柱の内容が基本となり実施されると思われる。

【小規模事業者の中長期的な振興のあり方】

せたな商工会は、せたな町総合計画と現在策定中である第2次せたな町総合計画の商工業施策の方向性を踏まえ、「小規模事業者の経営改善による経営基盤の充実強化」、「企業の売り上げ維持により地域経済の安定を図る」、「地域資源を活用したブランド確立による地域経済活性化」を中長期的振興のあり方と定め、巡回訪問を強化し詳細な実態把握により経営課題に即応した提案型の支援を行い、町や地域関係団体等と連携し経営発達支援事業を実施する。また、地域イベントや観光資源を活用し、購買機会や交流人口の増加による賑わいの創出を行うと共に、海産物や農畜産物などの特産品を使った地域ブランドの確立を目指し、町や農協・漁協、観光協会等と連携しまちの認知度を高め地域経済の活性化を図る。

【経営発達支援事業の目標】

目標 ① 後継者対策と創業・第二創業支援

実施方針 小規模事業者の高齢化が進む中、事業継続等についての実態把握を行い、後継者不在等により事業承継が進まない事業者に対し、北海道事業引継ぎ支援センター等の支援を受け円滑な事業承継を進めるとともに、創業・第二創業促進補助金等の情報発信を強化し、新規開業を促し小規模事業者数の維持を目指す。

目標 ② 消費購買流出の抑制と買物弱者対策による売り上げ増加

実施方針 近隣町や町内の大型店並びに定期配達便等へ消費購買の流出が顕著なことから、消費者ニーズに合った店づくりなど、個店の魅力創出における事業計画策定・実施について支援を行い売上げの増加を目指す。

合わせて現在調査研究中である「買物バスの運行」や「配達サービス」などの買物弱者対策を早期に実行し、高齢者などが気軽に安心して買い物ができる環境を整備し個店の売り上げ増加につなげ小規模事業者の持続的発展を目指す。

【地域経済の活性化に資する目標】

目標 ① 地域イベント等による地域経済活性化

実施方針 旧町時代より継続して行われている商業祭等の消費者還元イベントや北檜山区・瀬棚区で共同開催している「はしご酒」事業並びにポイントカード協同組合・スタンプ会が行うイベント等において、購買機会や意欲を増大させ地域内の経済循環を促し賑わいのある商店街を取り戻し地域経済の活性化を目指す。

目標 ② 観光資源を活かした地域経済活性化

実施方針 集客力のある観光イベントや自然景観と海産物等のグルメを活用し、町や観光協会と連携しながら地域の魅力をPRする。

毎年趣向を凝らした観光ポスターも話題になっており、道南や道央圏からの観光客の誘引をはじめ、北海道新幹線開業に伴う交流人口増加により渡島・檜山管内各町と一体となった賑わいの創出を図り、消費拡大、地域経済の活性化を目指す。

目標 ③ 地域ブランドの確立による地域経済活性化

実施方針 豊富な農畜産物や海産物を使った特産品は多数あるが、まち全体として統一されたブランド形成がなされていないため、町や農協・漁協と連携し地域ブランドの創出に取り組み、まちや特産品の認知度を高め地域経済の活性化を目指す。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間（平成30年4月1日～平成35年3月31日）

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

[現状と課題]

北海道商工会連合会による「中小企業景況調査」を実施しているが、対象企業に結果を報告するのみで、データを活用しきれていないのが現状であった。また、巡回時等の聞き取りにより得た情報も漠然としており支援に繋がっていない。

今後は、地域の経済動向を調査するため北海道商工会連合会の「中小企業景況調査報告書」、日本政策金融公庫の「全国中小企業動向調査結果」など各種統計資料の活用、小規模事業者への独自アンケート調査・ヒアリングシートを活用した情報の収集、税務指導による決算データの分析・提供を行う。

[事業内容]

(1) アンケート調査の実施

小規模事業者の経営状況や経営課題を把握し、地域の経済動向を整理・分析するため、「中小企業景況調査」の調査内容を参考とし、地区内小規模事業者を対象に売上・仕入・従業員数・採算・資金繰り・問題点等について調査を行い、これをデータベース化することにより地域経済の動向を整理・分析し、会報等により事業者へ情報提供（四半期毎）するとともに事業計画を策定する際の基礎資料として活用する。

(2) ヒアリングシートを活用した経済動向調査

上記(1)の調査結果をさらに掘り下げるため、業種や地域を考慮し年間80件の小規模事業者を抽出し、巡回や窓口相談においてヒアリングシートにより景況・資金繰り・設備投資状況・経営課題・支援ニーズなど細部にわたった聴き取りを行い、事業者の動向を業種及び地域ごとに整理・分析し経営状況の分析や事業計画策定支援に活用する。

調査内容をデータベース化し共有フォルダ内へ保存し職員間で共有するとともに、対象事業所へ情報提供し適切な支援を行う。

(3) 各種経済情報・金融機関等の動向調査による情報収集及び提供

北海道商工会連合会の中小企業景況調査報告書や日本政策金融公庫の全国中小企業動向調査並びに地元金融機関による経済動向等により景況・業況・採算性・雇用・投資等に係る情報の収集・分析を行い、巡回訪問等により四半期ごとに経済動向に関する情報提供を行う。

※情報収集のための資料等

- ・地域経済産業調査（北海道経済産業局）
- ・月例経済報告（北海道）
- ・全国中小企業動向調査、調査月報（日本政策金融公庫）
- ・中小企業景況調査報告書（北海道商工会連合会）

〔効果〕

地域の経済動向と小規模事業者の現状を把握することにより、小規模事業者を取り巻く環境、機会・脅威をとらえ、事業計画策定の基礎資料として活用し、事業者に対する確かな支援が図られる。

〔目標〕

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
アンケート調査	未実施	4回	4回	4回	4回	4回
ヒアリングシートによる調査	未実施	80件	80件	80件	80件	80件
経済情報の収集・提供	未実施	4回	4回	4回	4回	4回

※ヒアリングシートによる調査は、指導員1人当たり年間80件、5年間で全小規模事業者の調査を目標とする。

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

〔現状と課題〕

経営分析については、融資斡旋時に数項目の数値を算出するのみで、経営改善などのツールとして実施しておらず、相談業務においても金融、税務、労働、共済など直面する問題に対するものであった。

今後は、小規模事業者の持続的発展に向け、経営指導員等の巡回・窓口相談、各種セミナー等の開催により計数管理や経営計画策定への意識改革を図り、ネット de 記帳の利用促進並びに経営分析システムの効果的利用を図る。

〔事業内容〕

(1) 巡回訪問・窓口相談における経営分析

事業者アンケートやヒアリング調査をはじめ各統計資料を基に地域の経済動向を踏まえ経営状況の分析（SWOT分析や4C分析による自社の強み・弱み、自社の置かれている経営環境の把握など）を行い、個々の事業所が抱える経営課題の抽出及び早期解決を図る。

(2) ネット de 記帳並びに経営分析・経営改善計画作成システムの活用

ネット de 記帳の利用拡充を図り、経営分析システムと連動させ、収益性・生産性・安全性・成長性などの分析と係数管理、経営指標のチャートや係数分析表、損益分岐点等の分析を行う。また、ネット de 記帳に対応していない事業者についても、経済産業省の「ローカルベンチマーク」を活用し、売上持続性・収益性・生産性・健全性・効率性・安全性の分析を行い、上記（1）の取り組みと合わせ、支援する側・される側双方でデータを共有し経営改善や事業計画策定支援に繋げる。

(3) 専門家等を活用した経営分析

高度で専門的な経営課題については、北海道商工会連合会、中小企業基盤整備機構、北海道よろず支援拠点等と連携し、エキスパートバンクやミラサポなどの制度を活用し専門的な視点から適切な支援を行う。

〔効果〕

地域の経済動向や個々現状を踏まえ経営状況や課題を分析し、数値的なデータを示すことにより自社の水準や方向性が確認でき、経営意識の向上や経営課題の早期解決に向けての支援及び将来を見据えた事業計画策定支援ができる。

また、巡回訪問では対応が難しい経営課題に直面した場合、支援機関による専門家派遣制度を活用することで適切な支援が図られる。

〔目標〕

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
経営分析件数	0件	14件	19件	27件	32件	37件
経営分析の巡回訪問件数	0件	80件	80件	80件	80件	80件
ネットde記帳件数	51件	53件	55件	57件	60件	63件

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

〔現状と課題〕

これまでは融資斡旋時など必要に応じ事業計画を作成するものの、その後のフォローが無く、事業者においても明確なビジョンを描くことができず効果が表れていないのが現状でした。

今後は、小規模事業者が厳しい経営環境の中で新たな取り組みを行おうとしても、事業者単独の取り組みでは困難な場合が多いことから、商工会が従来の支援に加え計画策定に向けた支援及び助言が必要である。また、小規模事業者が経営課題を解決するため、1の地域経済動向調査、5の需要動向調査、2の経営状況の分析結果を踏まえ、町、日本政策金融公庫、北海道商工会連合会、地元金融機関等と連携し、伴走型の指導及び助言を行い効果的な事業計画策定により小規模事業者の持続的発展を図る。

〔事業内容〕

(1) 事業計画策定までのアプローチ

これまでの計画策定支援については、融資斡旋時に事業計画を作成するにとどまり、検証もなく計画の策定目的が効果として表れていなかった。今後は、巡回訪問等を通じ事業計画策定の意義について認知度を高め、事業計画策定を行おうとする対象者の掘り起こしを行う。

(2) 専門家等を活用した事業計画策定

北海道よろず支援拠点のコーディネーターと連携し、事業計画策定に関するセミナーや個別相談会の開催により、新たなビジネスにチャレンジする企業や新商品の開発、販路開拓などを行う小規模事業者の事業計画策定の支援を行う。

(3) 資金調達や補助金活用に対する支援

事業計画策定を目指す小規模事業者が、計画に沿った事業を展開するにあたり資金需要が生じた際、事業計画策定支援と併せ「小規模事業者経営発達支援融資制度」について情報提供し支援を行う。

また、「小規模事業者持続化補助金」活用についての支援、並びに国・北海道・関係

機関の補助金活用について情報提供も行う。

(4) 創業・第二創業（経営革新）に対する支援

創業に対する支援に関しては、表面的な手続き等について支援するのみで、第二創業に関する支援を含めても受け身の体制であり、経営革新以前に廃業を選択する事業者もおり支援には至っていなかった。

事業計画の策定支援を行う中で、第二創業（経営革新）について対象事業者の掘り起こしを行い、専門的知識が必要な場合には北海道よろず支援拠点等関係支援機関と連携し伴走型支援を行う。

(5) 事業承継に対する支援

町内において高齢化が進むと同時に小規模事業者においても高齢化率が加速している。事業主が65歳以上の割合は46.8%であるが、この中で8割強が後継者不在であり、早急な事業承継対策が必要である。

ほとんどの事業者が事業承継について消極的であり、廃業という選択肢しか無いため、事業承継に関する施策等の情報提供により意識改革を行い、北海道事業引継ぎ支援センター等と連携し円滑な事業承継について伴走型の支援により事業の維持継続を図る。

[効果]

小規模事業者の抱えている課題等の掘り起こしを行い、地域経済動向調査や需要動向調査、経営状況の分析結果を基に（1）～（5）の取り組みにより経済動向の変化に対応した事業計画策定の効果的支援が図られる。

[目標]

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
事業計画策定数	0件	10件	15件	20件	25件	30件
創業支援者数	0件	1件	1件	2件	2件	2件
第二創業支援者数	0件	1件	1件	2件	2件	2件
事業承継支援者数	0件	2件	2件	3件	3件	3件

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

[現状と課題]

これまで事業計画の策定については、各種補助金申請や金融相談等の支援に留まっていたため、策定後の支援については特にフォローアップに至っていないのが現状であった。

今後は、計画策定事業所への定期的な巡回訪問等による事業進捗状況の確認、問題・課題の抽出を行い、解決に向けた事業計画の見直しなどフォローアップを行う。

[事業内容]

(1) 定期的かつ継続的なフォローアップの実施

計画策定事業者においては、定期的（四半期ごと）に巡回し進捗状況の確認、課題

の聞き取りを行い、早期解決に向けた計画の見直しを行う。

また、国・道・町・日本政策金融公庫及び中小企業総合支援センター等の行う支援策等を周知しフォローアップを行う。

(2) 専門家派遣によるフォローアップの実施

支援実施段階において専門的な課題等がある場合には、計画の見直しを含め北海道よろず支援拠点や中小企業基盤整備機構などの支援機関と連携し専門家の派遣による支援を行う。

(3) 国・道・町の各種制度資金の活用による支援

事業計画の策定・実施を行う事業者に資金需要が生じた場合、日本政策金融公庫の小規模事業者経営発達支援資金や小規模事業者経営改善資金（マル経）に加え、地元金融機関と連携し北海道の中小企業総合振興資金並びに、せたな町の中小企業経営安定資金（利子補給あり）などの制度資金を活用し金融面からの支援を行う。

(4) 創業・第二創業（経営革新）後のフォローアップ

創業・第二創業（経営革新）後は、基礎的な指導（税務・金融・労務等）と共に定期的（四半期ごと）に問題点の抽出や解決に向けたフォローアップを行い、伴走型支援を継続して行う。

(5) 事業承継に係るフォローアップ

専門家による支援内容を実践するため、実施内容と事業主の意向を十分に踏まえ、確実に事業承継を行える様、定期的（四半期ごと）にフォローアップを行い、伴走型支援を継続して行う。

[効果]

事業計画策定後のフォローアップを定期的実施することにより、事業の進捗状況の確認と着実な取り組みによる目標達成が期待でき、伴走型の支援を継続することで小規模事業者の持続的発展に繋がる。

[目標]

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
フォローアップ件数 ※	0件	56件	76件	108件	128件	148件

※フォローアップ件数：事業計画策定支援者数（創業等含む）×4回／年

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

[現状と課題]

地域内における消費者ニーズや需要動向についての調査等を実施していないため、消費トレンドを十分に把握できておらず、消費者ニーズの変化に対応した支援ができていなかった。

今後は専門機関等と連携し地域の小規模事業者の実態に即した需要動向調査を実施し、消費者ニーズの把握と分析を行い、合わせてインターネット等により収集した情報を事業計画策定の支援ツールとして小規模事業者へ提供し、持続的発展に向けた指導の

ための基礎資料として活用する。

[事業内容]

(1) イベントでの個別需要動向調査の実施

地域の特産品（魚介類・農畜産物）を活用した商品を製造・販売する小規模事業者の商品等に対する需要動向を把握するため、町内外で開催されているイベントへ出店し試食や来場者アンケートを実施し個々の商品に対する需要動向調査を実施する。

収集したデータを専門家と連携しながら分析し、商品・技術のブラッシュアップを行い、新商品の開発や新たな需要・販路開拓の支援に繋げる。

- ①支援対象者：特産品を活用した食品製造業、小売業
- ②調査方法：町内外イベントの来場者へアンケート用紙を配布し100名以上の回収を目標に調査を行う
- ③調査項目：居住地、年齢、性別、味、見た目、食感、量、価格、パッケージデザインなど

※町内イベント せたな町産業フェスタ、商業祭 等（目標2回）

町外イベント さっぽろオータムフェスト、はこだてグルメサーカス 等（目標2回）

(2) 個店に対する消費動向調査の実施

地域内の小売業・飲食業・サービス業の中から経営分析や事業計画策定支援を行う事業者を対象に年2回（夏季・冬季）アンケート調査を実施し、町内の商店等を利用される方が個店に対しどのようなイメージを持ち、何が不足し、どのような商品（サービス）を求めているのかなど、個店に対する消費者ニーズを把握すると共に、その消費者ニーズと個店が提供している商品・サービス等がどの程度乖離しているか調査を行い、消費購買力の町外流出に歯止めを掛け小規模事業者の持続的発展を図る。

【小売業】

- ①調査方法：各店舗の利用者に対し店頭で調査票を配布。回答された方に粗品を配るなど回収率を高める
- ②調査対象物：主力としている商品や売り出していきたい商品5～10点程度
- ③サンプル数：1社あたり100件以上を目標とする
- ④主な調査項目：住所、年齢、性別、家族構成、品揃え、満足度、接客、調査対象となる個店の商品構成に合わせた項目を適宜追加、その他「自由意見記述欄」を設ける

【飲食業】

- ①調査方法：各店舗の利用者に対し店頭で調査票を配布。回答された方に次回来店時に使用できるクーポン券を配るなど回収率を高める
- ②調査対象物：飲食されたメニュー
- ③サンプル数：1社あたり100件以上を目標とする
- ④主な調査項目：住所、年齢、性別、家族構成、来店人数、味、量、価格、接客、満足度、調査対象となる個店のサービスに合わせた項目を適宜追加、その他「自由意見記述欄」を設ける

【サービス業】

- ①調査方法：各店舗の利用者に対し店頭で調査票を配布。回答された方に次回来店時に使用できるクーポン券を配るなど回収率を高める
- ②調査対象：自店のサービス・技術
- ③サンプル数：1社あたり100件以上を目標とする
- ④主な調査項目：年齢、性別、家族構成、価格、接客、満足度、調査対象となる個店のサービスに合わせた項目を適宜追加、その他「自由意見記述欄」を設ける

本調査で得られたデータを基に専門家と連携し消費者ニーズを分析し、個々の事業所へ情報提供し売上げ・サービスの向上など持続的な発展を図り、事業計画策定支援の資料としても活用する。

(3) インターネット情報を活用した需要動向調査

上記(2)の取り組みと合わせ、事業者が取扱商品を見つめ直す資料として、総務省統計局「家計消費動向調査」、消費者庁「消費者意識基本調査」、日本経済新聞社「日経テレコンPOSEYES」等を活用し、新商品の情報や市場の動向、消費者ニーズを把握し対象業種に対する需要動向をまとめ分析し、巡回訪問等を通じて小規模事業者へ年2回(夏季・冬季)情報の提供を行い売上げ向上の支援を行う。

- ①支援対象者：小売業、飲食業、サービス業
- ②収集項目：売れ筋情報、伸びる市場、縮む市場、消費動向指数など
- ③整理方法：売れ筋商品や地域比較、ABC分析など需要動向を把握する
成果物は共有フォルダに保管し職員間で情報を共有する

本調査で得た情報を専門家と連携して分析し、小規模事業者の仕入れや販路開拓等、経営計画策定にフィードバックすることで限られた経営資源を市場の動向に合わせ効率的に投下できるよう支援する。

〔効果〕

消費者の需要動向を把握することで消費者ニーズを捉え、新商品・新サービスの提供、販路拡大など売上げ向上のための提案型支援が図られる。また、小規模事業者の経営分析や事業計画策定の資料として活用し、実施支援並びに需要を見据えた支援に繋げる。

〔目標〕

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
イベントでの個別需要動向調査による支援事業者数	—	4件	5件	6件	7件	8件
個店に対する消費動向調査による支援事業者数	—	10件	12件	15件	18件	20件
インターネットを活用した需要動向調査による支援事業者数	—	10件	12件	15件	18件	20件

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

〔現状と課題〕

現在は、小規模事業者に対し物産展や商談会に関する情報提供や地域イベントの参加に留まっていたことから、参加企業や効果が限定的となっており、特産品のPRや地域ブランドの開発も効果的に実施できていない。

今後は、経営分析・事業計画策定支援及び需要動向調査等の内容を踏まえ、巡回時や商工会だより等により情報提供を行い小規模事業者の経営発達のため、既存の取組みに加えインターネットを活用した販売機会の拡大と需要の開拓に向け支援を行う。

〔事業内容〕

(1) インターネットの活用による情報発信と販路開拓支援

小規模事業者において自社の商品・サービスの情報を発信するためにインターネットの活用も有効な手段である。

地元の特産品等を使い商品を製造・販売する事業者や飲食店並びに観光関連事業者（製造業・小売業・飲食業・宿泊業）を中心に商工会インフォメーションツール「SHIFT」への登録やFacebook等SNSの活用方法、商工会会員事業所が特産品・グルメ情報等を発信する「なまらいっしょ北海道」、全国商工会連合会公式ショッピングサイト「ニッポンセレクト.com」への出品、日本政策金融公庫の「ビジネスマッチング」サイト等に関する情報を提供し、サイトへの登録と自社情報・商品等の掲載、また、掲載後の更新やページのリニューアル等について支援し新たな需要や販路の開拓について支援を行う。

(2) 展示会・商談会への出展による販路開拓支援

商談会でバイヤー等との意見交換は、『売れる商品』を造るうえで重要な機会であることから、地元特産品の製造・販売業者（製造業・小売業）を対象に北海道商工会連合会の「北の味覚、再発見!!」等の展示・商談会へ出展を促し、出店に必要な申請手続き等やバイヤーに対するアンケート調査など商品の評価とブラッシュアップを重ね、商品開発及び販路開拓について支援を行うとともに、専門的な支援が必要な場合は、関係支援機関による専門家派遣事業を活用することにより新商品の開発、販路拡大等について支援を行う。

（バイヤーに対するアンケート調査項目の主なものとして：味・価格・パッケージ・ネーミング・改良点等）

(3) 施策の活用による販路開拓支援

近年ふるさと納税の関心が高まり、ふるさと納税制度への特産品出品は町の知名度・認知度を向上させるだけではなく、販路開拓効果も期待でき低コストで出品することができる。せたな町においても平成27年7月より開始し順調に伸びているため、地元特産品の製造・販売事業者（製造業・小売業）を対象として、せたな町と連携し積極的な出品を働きかけ、過去のデータを基に需要度の高い商品構成を提案し、返礼品を送付した方を顧客リストに加えDM発送や商品の評価に対するアンケート調査を行うなどアフターフォローの実施と新たな需要・販路の開拓について支援を行う。

(4) 広報等の活用による情報発信

新商品の開発並びに新サービスの提供に係る情報について、製造業・小売業・飲食業を中心に、商工会の事業者支援システム（SHIFT）やSNS、北海道新聞（地方

版)、情報誌(フリーペーパー)等により広く発信し認知度の向上を図り、販売促進効果を高め売上増加に繋がるよう支援を行う。

〔効果〕

北海道商工会連合会などが運営するサイトや事業を活用することにより、低コストで商品PRやブラッシュアップができ販売促進効果が期待され、新たな需要を開拓することで売り上げの増加を図り小規模事業者の持続的発展につなげる。

〔目標〕

支援内容	現状	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
インターネットの活用による販路開拓支援者数	0件	2件	3件	3件	5件	5件
上記販路開拓支援による売上増加率	—	3%	5%	5%	5%	5%
上記販路開拓支援による売上増加事業者数	—	1件	2件	3件	4件	5件
展示会・商談会出展支援者数	0件	2件	2件	5件	5件	8件
展示会・商談会での成約件数	0件	1件	1件	2件	2件	2件
展示会・商談会出展による売上増加率	—	3%	5%	5%	5%	5%
展示会・商談会出展による売上増加事業者数	—	1件	1件	2件	2件	2件
ふるさと納税特産品等出品事業者	9件	10件	12件	12件	15件	15件
ふるさと納税特産品等出品による売上増加事業者数	6件	8件	10件	10件	12件	14件
広報等による情報発信	0回	4回	4回	6回	6回	6回

II. 地域経済の活性化に資する取組

〔現状と課題〕

当町は、北檜山区を中心に北へ約5kmの位置に瀬棚区、また、南方へ約30km離れ大成区と大きく3つの区に分かれており、旧町時代よりそれぞれ経済活性化事業に取り組んでいたものを現在も主要事業として各区において引き続き実施している。その中でも、合併を機に共同で取り組み、他区の事業者の加入により既存事業を拡充しているケースもあるが、3区の事業者が足並みをそろえて事業を実施することは、地理的問題や地域による環境格差が大きく消極的な事業者も多く困難な状態である。

地域としての一体感や3区の融合の力を高めるため、せたな町・せたな観光協会・北檜山町農協・新函館農協・ひやま漁協等と「地域活性化協議会」(仮称)を立ち上げ、年3～4回程度会議を行い地域活性化の方向性について情報・意識を共有し、賑わいを創出する事業を連携して行う。

1. 地域イベント・観光資源を活用した賑わいの創出

せたな町では、町内各区において商工会等が行う経済活性化イベント（商業祭・年末売出し）、町や漁協などが主体となった農・海産物の即売会（ふれあい市場）、また、観光協会が主催するまちの三大観光イベント（瀬棚区：漁火まつり、北檜山区：水仙まつり、大成区：がっぱり海の幸フェスタ in わっためがして大成）に町内外より多くの集客を得ている。

また、海岸線に立ち並ぶ奇岩やまちの花であるスイセンが咲き誇る公園、日本一参拝が危険な神社として全国的に知名度が上がってきた「太田山神社」など多くの自然景観、海の幸・山の幸等のグルメ、集客力のある観光イベントを有効活用し、せたな町ならではの観光イメージを確立するため、せたな町・せたな観光協会・北檜山町農協・新函館農協・ひやま漁協等と連携し、都市部で開催される物産展やイベント（さっぽろオータムフェスト、HTBイチオシまつり）への参加、道内各放送局の情報番組による地域情報発信コーナーを活用したまちのPRなどプロモーション活動の強化を図り、近隣町はもとより札幌圏からの集客と、北海道新幹線開業に伴い増加する交流人口の取り込みによりまちの賑わいを創出し、売上げ増加に結び付け地域経済の活性化を図る。

2. 地域ブランドの確立による地域経済活性化

せたな町には農畜産物や海産物をはじめ、アワビやホタテに加え、ナマコの養殖（平成29年度より事業化）など豊富な資源があります。

現在、米や豚肉など独自にブランド化された商品が販売されているが、まち全体としての統一されたブランド形成が図られていないことから、せたな町・せたな観光協会・北檜山町農協・新函館農協・ひやま漁協等で「地域活性化協議会」（仮称）を立ち上げ、年3～4回会議を開催しまち全体がひとつになり地域ブランドの創出を目指す。また、これら一次産品を活用した新商品開発等に取り組む事業者を掘り起し、商品開発や販路開拓等について伴走型支援を行い「せたなブランド」として確立し、「SHIFT」や「なまらいっしょ北海道」、「ニッポンセレクト.com」などにより情報発信するとともに、「ふるさと納税」への出品によりまちの知名度を高め地域経済の活性化を図る。

3. 「せたな町共通商品券」発行による地域経済活性化

3区それぞれで商品券発行事業を実施していたが、消費者の利便性を考慮した町からの要請と消費購買流出の抑制を図るため、平成25年7月より商工会会員事業所で使用可能な共通商品券の発行を行っている。最近では、冠婚葬祭のお返し、イベント等の景品や記念品等として幅広く利用されており、今後も町の広報誌や会員店舗へのポスター掲示等により広く周知・利用促進を図り地域経済の活性化に努める。

※「せたな町共通商品券」…額面500円、有効期限：発行日より6ヶ月、
使用できる場所：商工会会員事業所（店頭ステッカーを掲示）

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

〔現状と課題〕

これまで、地域経済動向や経営改善事業についての情報交換は行ってきたが、その内容については限られた中での表面的な情報共有に留まっていたことから、今後は、他

の商工会・商工会議所、金融機関等の支援機関や専門家等と積極的な意見交換がされるよう情報交換の場を十分に活用し支援能力の向上を図る。

[事業内容]

(1) 支援機関との連携及び情報の交換

北海道商工会連合会が毎年6月に開催する「全道商工会経営指導員研修会」において、事業計画の策定事例や事業計画策定後の支援事例等について情報交換を行い経営課題に対する専門的な知識を習得する。

(2) 金融機関との連携及び情報の交換

地元金融機関と連携し年4回程度、地域の企業・景況等に関する情報交換を行い、町の制度資金等により小規模事業者の資金需要に対し円滑な支援を行う。

また、日本政策金融公庫が年2回開催する「小規模事業者経営改善貸付推進協議会」において、地域経済状況等について管内各商工会・商工会議所並びに日本政策金融公庫と情報交換を行い資金調達に関する支援ノウハウを高める。

(3) 檜山・渡島管内各商工会との連携及び情報の交換

檜山・渡島管内商工会職員協議会が年2回合同で実施する経改委員会や職域ごとの研修会等において、新商品開発や販路開拓、地域経済活性化事例等について情報交換を行い、支援ノウハウを職員間で共有し経営分析や事業計画策定に活用する。

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

[現状と課題]

北海道商工会連合会の「商工会職員研修体系要綱」により職種、分野別で専門及び一般研修に参加し研鑽しているものの、個々の情報収集と知識の固定化となっており、職員間での知識等の共有が図られず、小規模事業者への支援能力や教育体制が構築されていない。

このことから、支援機関としての役割を果たすため、研修会等で得られた知識や情報を職員間で共有し、OJTやOFF-JTによりスキルアップの機会を増やし経営指導員のみならず補助員等においても円滑な支援体制の構築を図ることが課題である。

[事業内容]

研修等で習得した支援ノウハウを毎月開催する職員会議において報告することにより職員間で共有し職員相互のスキルアップを図る。また、経営分析・需要動向調査結果等についてはデータベース化し共有フォルダで保管し、紙ベースの資料等はファイリングし所定の場所に保管することで全職員が閲覧可能となり、人事交流などにより職員に異動があっても組織としての支援体制を維持し支援能力の向上を図る。

①OFF-JT（外部機関研修等への参加）

外部機関研修である「企業診断実務研修」（北海道中小企業診断士会）や「中小企業支援担当者等研修」（中小企業基盤整備機構北海道本部）、「小規模事業者支援人材等育成事業」（中小企業庁）等に経営指導員や補助員を参加させ、また、内部機関の研修については、北海道商工会連合会主催の「資質向上対策事業研修会」や「全道ブロック別商工会職員研修会」に経営指導員や補助員が年1回以上参加し、新商品開発や販路開拓など

に繋がる支援方法や、売上げや利益を確保できるビジネスプランに係る知識・ノウハウを身につけ、小規模事業者が持続的発展できるような支援能力の向上を図る。

②OFF-JT（WEB研修の受講）

全国商工会連合会が実施する「経営指導員等WEB研修」を経営指導員のみならず補助員や記帳専任職員など全職員が受講することで、日常業務では習得が困難な専門的知識を学び、毎年実施される効果測定に合わせ勉強会を行い個人のスキルアップを図ると共に、多様化する小規模事業者の支援ニーズに対応できるよう能力の向上を図る。

③OJT

専門家派遣時等において、補助員も帯同させ、経営指導員の補佐としての役割を担う補助員の経営支援スキルの向上を図る。

④情報の共有化

商工会の情報管理システムや職場内ネットワークを最大限活用し、全職員が支援先事業者の財務内容や支援経過を確認できるよう情報管理を行う。

紙ベースの資料においては分類ごとにファイリングし所定の場所に保管する。また、電子データについては内部ネットワークを活用し共有フォルダに紙ベース資料と連動したデータの整備・保存を行い、情報の共有化と効果的な活用を図り、人事異動等により担当者が変わっても事業者情報が把握でき継続的な支援に繋げる。

研修体系の内容

・経営指導員研修

- ア 全道商工会経営指導員研修会（一般研修）
- イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部主催の中小企業支援担当者等研修（専門研修）
- ウ 企業診断実務研修（一般社団法人北海道中小企業診断士会主催）
- エ 中小企業支援担当者等研修（中小企業大学校主催）
- オ 各管内経営指導員研修（管内職員協議会主管）

・補助員・記帳専任職員等研修

- ア 全道ブロック別商工会補助員等研修会（一般研修）
 - イ 全道商工会補助員等研修会（経営管理コース）、（専門研修）
- ※上記ア、イを隔年で受講

・新規採用職員等（経営指導員を除く）

- ア 新規採用職員研修会
- イ 新規採用職員フォローアップ研修会（新規採用職員研修会受講の翌年度）

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

[現状と課題]

現在、経営改善普及事業をはじめとする各事業の計画及び報告については、理事会にて審議承認、総会において議決承認を受けて実施しているが、事業の進捗状況や、詳細な内容についての評価及び検証までされていないのが実態であります。

今後においては、毎年度の総会のほか、以下の方法により評価・検証を行うものとする。

(1) 評価・検証方法

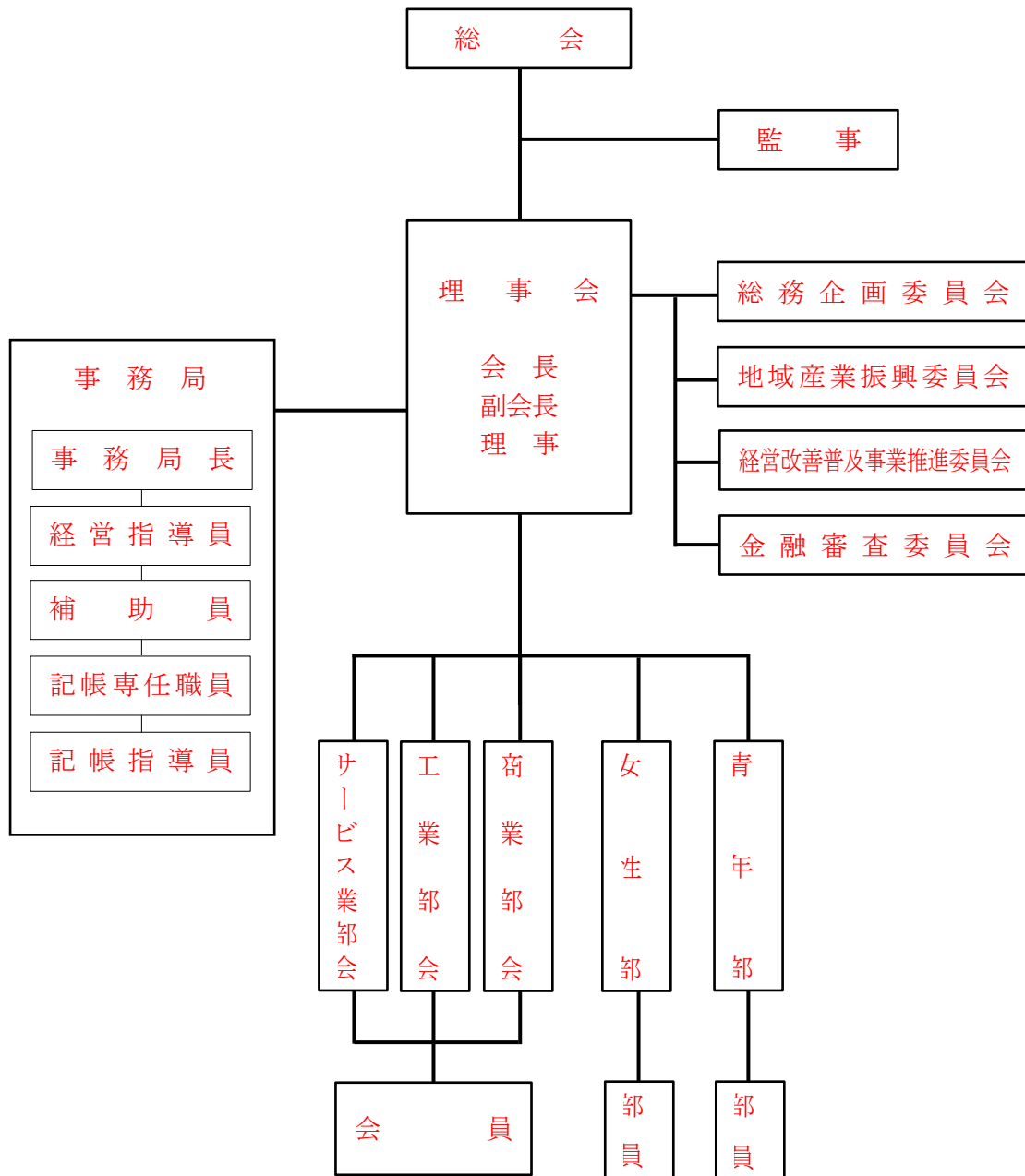
- ①事務局内にて概ね3か月ごとに経営発達支援計画進捗会議を実施し、各事業の進捗状況及び事業内容等の検証と意見交換を行う。
- ②せたな町担当職員（まちづくり推進課長、商工労働観光係長）、渡島信用金庫新せたな支店長、せたな観光協会長等の有識者並びに商工会経営改善普及事業推進委員会へ事業の実施状況、事業の評価・見直し案の提示を行う。
- ③理事会にて年4回程度進捗会議の結果を報告し、事業の進捗状況・実施内容等の検証を行い、意見内容を摺合せ事業の改善等について検討する。
- ④事業の成果及び評価・見直しの結果については、せたな商工会館内、ホームページ等において閲覧可能な状態にし計画期間中公表する。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制			
(平成29年10月現在)			
(1) 組織体制			
事務局長を総括として、経営指導員2名、補助員1名、記帳専任職員1名、記帳指導員2名の計7名で経営発達支援事業を推進する。			
(役員構成)			
役職	氏名	事業所名	担当役職
会長	櫻井明雄	(有)ちとせ桜井商店	
副会長	佐野敏一	(有)久遠水産	地域産業振興・金融
副会長	前側進	(有)北清石油	金融
理事	大湯圓郷	(有)カネタ大湯商店	総務企画
理事	北川泰弘	(有)北川薬局	地域産業振興
理事	長内良一	(有)長内板金工業所	経改事業
理事	磯部弘子	スナックりき車	
理事	城ヶ端政次	城ヶ端建設(株)	経改事業
理事	黒沢誠	黒澤自動車(株)	
理事	新栄正紀	(有)新栄建設	総務企画
理事	西田年秋	中国レストラン 紅天樓	地域産業振興・金融
理事	濱登優	ハマト商店	経改事業・金融
理事	大野一男	(有)大友商店	経改事業
理事	石原広務	(株)白栄舎クリーニング	総務企画
理事	光銭浩	(有)マルカセ光銭	総務企画・金融
理事	真柄太一	(有)杉浦工作所	青年部長
理事	山崎弘子	(有)山崎興業	女性部長
監事	羽二生延行	はにう呉服店	経改事業
監事	富長哲雄	富長モーター商会	
(部会) 商業部会・工業部会・サービス業部会			
(委員会) 総務企画委員会・地域産業振興委員会・経営改善普及事業推進委員会・金融委員会			
(事務局)			
職名	氏名	主担当業務	
事務局長	山田孝男	商工会業務に関する運営の総括	
経営指導員	若林修	経営改善普及事業に関する業務	
経営指導員	大山慎也	経営改善普及事業に関する業務	
補助員	佐藤睦	経営改善普及事業に関する補助業務	
記帳専任職員	山下晶子	記帳指導業務	
記帳指導員	氏家由紀江	記帳指導補助業務	
記帳指導員	奈良知世	記帳指導補助業務	

せたな商工会組織図



(2) 連絡先

名 称	せたな商工会
住 所	〒049-4501 北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山 336 番地 2
電話 番号	0137-84-5406
FAX 番号	0137-84-4757
メールアドレス	kitahi@rose.ocn.ne.jp

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
必要な資金の額	2,990	30,500	30,500	31,200	31,200
経営改善普及事業費	16,000	16,500	16,500	17,000	17,000
地域振興事業費	5,200	5,300	5,300	5,500	5,500
管理費	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、道補助金、町補助金、特別賦課金、手数料、使用料、受託料、雑収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
国の小規模事業者政策に係る支援を有効に活用するため、行政機関、金融機関、その他支援機関等と連携を図り、スムーズ且つきめ細かな支援を実施する。
I. 経営発達支援事業の内容
1. 地域の経済動向調査に関すること 【連携者】 せたな町、日本政策金融公庫函館支店、渡島信用金庫新せたな支店、顧問税理士、北海道商工会連合会
2. 経営状況の分析に関すること 【連携者】 日本政策金融公庫函館支店、渡島信用金庫新せたな支店、顧問税理士、中小企業診断士、中小企業基盤整備機構、北海道よろず支援拠点、北海道商工会連合会
3. 事業計画策定支援に関すること 【連携者】 北海道経済産業局、北海道、せたな町、日本政策金融公庫函館支店、渡島信用金庫新せたな支店、北海道中小企業総合支援センター、北海道よろず支援拠点、北海道事業引継ぎ支援センター、中小企業診断士、北海道商工会連合会
4. 事業計画策定後の実施支援に関すること 【連携者】 北海道経済産業局、北海道、せたな町、日本政策金融公庫函館支店、渡島信用金庫新せたな支店、北海道中小企業総合支援センター、北海道よろず支援拠点、中小企業診断士、北海道商工会連合会
5. 需要動向調査に関すること 【連携者】 せたな町、日本政策金融公庫函館支店、渡島信用金庫新せたな支店、顧問税理士、北海道中小企業総合支援センター、北海道よろず支援拠点、中小企業診断士、北海道商工会連合会
6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 【連携者】 北海道、せたな町、日本政策金融公庫函館支店、中小企業基盤整備機構北海道本部、全国商工会連合会、北海道商工会連合会
II. 地域経済の活性化に資する取組
【連携者】 せたな町、せたな観光協会、新函館農業協同組合、北檜山町農業協同組合、ひやま漁業協同組合、北檜山商工協同組合、北海道商工会連合会
III. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組
1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること 【連携者】 北海道経済産業局、北海道、日本政策金融公庫函館支店、

渡島信用金庫新せたな支店、北海道中小企業総合支援センター、
北海道よろず支援拠点、北海道商工会連合会

2. 経営指導員等の資質向上に関すること

【連携者】 北海道商工会連合会、中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、
全国商工会連合会

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

【連携者】 せたな町、北海道商工会連合会

連携者及びその役割

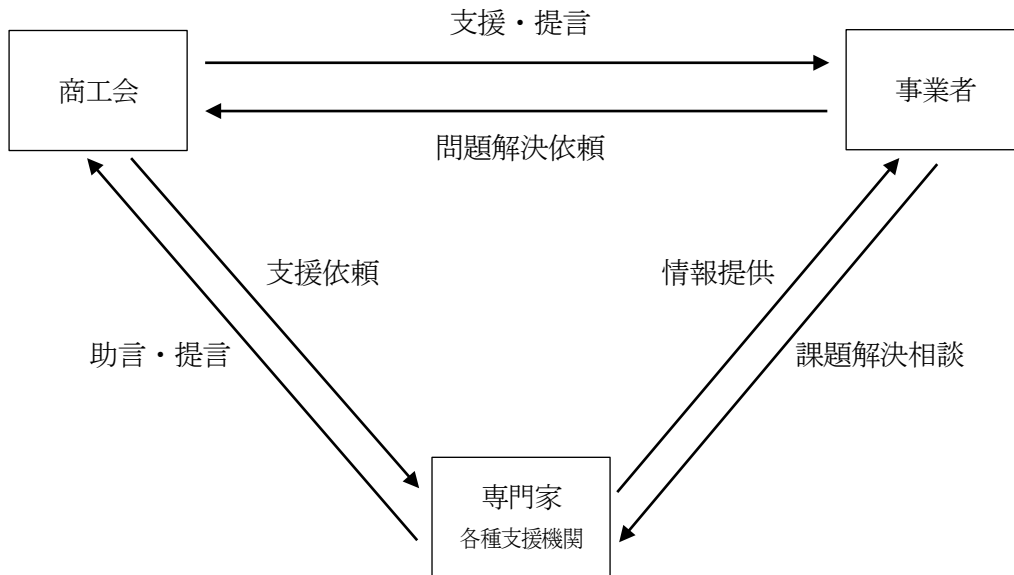
連携者	北海道経済産業局 局長 児嶋 秀平
住所	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
電話番号	011-709-3140
役割	施策などの情報を収集し、関連性のあるものについてサポート。
連携者	北海道 知事 高橋 はるみ
住所	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号	011-231-4111
役割	北海道の施策などの情報を収集し、関連性のあるものについてサポート。
連携者	独立行政法人 中小企業基盤整備機構北海道本部 本部長 戸田 直隆
住所	〒060-0002 札幌市北区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階
電話番号	011-210-7470
役割	小規模事業者の相談、案件に応じたきめ細やかな対応、専門家派遣等について連携。各種研修会等資質向上。
連携者	中小企業大学校旭川校 校長 飯田 利彦
住所	〒078-8555 旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号
電話番号	0166-65-1200
役割	各種研修会によるスキルアップ。
連携者	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター 理事長 伊藤 邦宏
住所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階
電話番号	011-232-2001
役割	小規模事業者の経営相談及び指導、専門家派遣。
連携者	北海道よろず支援拠点 コーディネーター 中野 貴英

住所 電話番号 役割	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階 011-232-2407 小規模事業者の経営相談に対し、ニーズに応じたきめ細かいサービスをワンストップで提供。
連携者	北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者 村越憲三
住所 電話番号 役割	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル6階 011-222-3111 事業承継に係る専門的な相談案件に応じたきめ細やかな対応、専門家派遣等。
連携者	せたな町 町長 高橋貞光
住所 電話番号 役割	〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 0137-84-5111 地域の現状や課題について情報交換し、事業計画策定に向けた助言並びに指導。補助金等による支援と情報の提供。
連携者	日本政策金融公庫函館支店 支店長 角田謙一
住所 電話番号 役割	〒040-0065 函館市豊川町20番9号 0138-23-8291 小規模事業者の経営分析、事業計画策定における助言、小規模事業者経営発達支援融資制度等による金融支援。
連携者	渡島信用金庫新せたな支店 支店長 国永秀仁
住所 電話番号 役割	〒049-4501 久遠郡せたな町北檜山区北檜山421番地 0137-84-5014 小規模事業者の経営分析、事業計画策定における助言、事業実施に伴う金融支援。
連携者	全国商工会連合会 会長 石澤義文
住所 電話番号 役割	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階 03-6268-0088 展示会・商談会等の情報提供及び出展支援、Web研修の実施による経営指導員等のスキルアップ。
連携者	北海道商工会連合会 会長 荒尾孝司
住所 電話番号	〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7ビル4階 011-251-0101

役 割	展示会・商談会等の情報提供及び出展支援、エキスパートバンクによる専門家派遣、経営指導員研修会等の開催及び情報交換。
連 携 者	新函館農業協同組合 代表理事組合長 輪 島 桂
住 所	〒041-1201 北斗市本町1丁目1番21号
電話番号	0138-77-5555
役 割	小規模事業者の販路開拓支援における商品開発、展示会・イベントへの出展協力並びに地域活性化に係る指導及び助言。
連 携 者	北檜山町農業協同組合 代表理事組合長 本 井 治
住 所	〒049-4501 久遠郡せたな町北檜山区北檜山20番地
電話番号	0137-84-5311
役 割	小規模事業者の販路開拓支援における商品開発、展示会・イベントへの出展協力並びに地域活性化に係る指導及び助言。
連 携 者	ひやま漁業協同組合 代表理事組合長 工 藤 幸 博
住 所	〒043-0102 爾志郡乙部町字元町520番地
電話番号	0139-62-3300
役 割	小規模事業者の販路開拓支援における商品開発、展示会・イベントへの出展協力並びに地域活性化に係る指導及び助言。
連 携 者	北檜山商工協同組合 理事長 北 川 泰 弘
住 所	〒049-4501 久遠郡せたな町北檜山区北檜山341番地
電話番号	0137-84-5642
役 割	多機能ポイントカードによる消費動向分析並びに情報の提供。
連 携 者	せたな観光協会 会長 松 本 年 弘
住 所	〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
電話番号	0137-84-6205
役 割	観光イベント・観光資源を活用した地域活性化の情報提供及び助言。
連 携 者	千田浩文税理士事務所 代表 千 田 浩 文
住 所	〒049-3107 二海郡八雲町本町152番地1 KSコート本町201B
電話番号	0137-66-5156
役 割	小規模事業者の経営計画策定時における専門的知識による指導及び助言。税務指導及び事業承継等に係る情報提供及び指導。

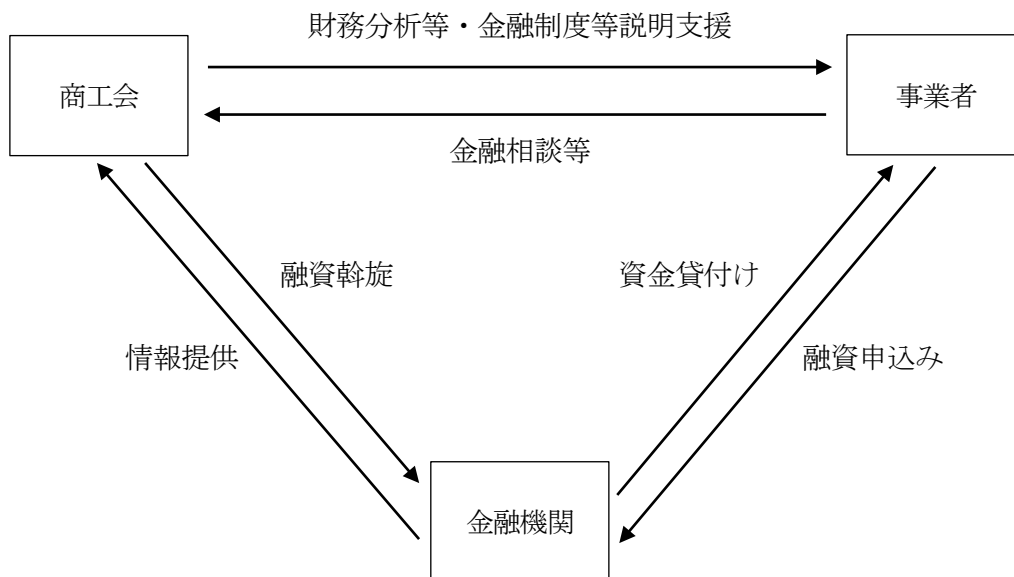
連携体制図等

《専門家及び支援機関との連携》



- ・ 税理士 ・ 中小企業診断士
- ・ 中小企業基盤整備機構
- ・ 北海道中小企業総合支援センター
- ・ 北海道よろず支援拠点
- ・ 北海道事業引継ぎ支援センター

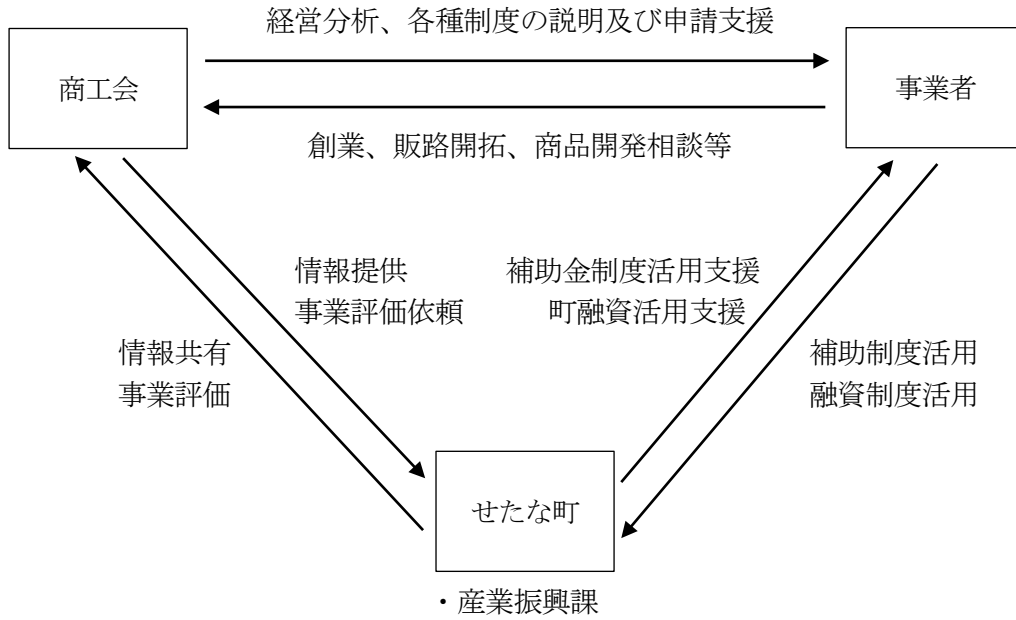
《金融機関との連携》



- ・ 日本政策金融公庫函館支店
- ・ 渡島信用金庫新せたな支店

連携体制図等

《せたな町との連携》



《関係機関との連携》

